

平成 25 年度 第 1 回 鹿児島市子ども・子育て会議保育部会

1 日時：平成 25 年 8 月 8 日（木） 15:00～17:15

2 場所：東別館 11 階 1101 会議室

3 出席部員：前原部会長、平嶋副部会長、富永部員、坂口部員、永吉部員、
河野部員、黒江部員、新城部員、田中部員（欠席：福重部員）

4 議事

- (1) 「第二次かごしま市保育計画」の概要について
- (2) 鹿児島市の現状及び第二次かごしま市保育計画の進捗状況について
 - ① 鹿児島市の現状
 - ② 「第二次かごしま市保育計画」の進捗状況
- (3) 「第二次かごしま市保育計画」の改定について
 - ① 今後の必要見込量
 - ② 平成 26 年度への対応
 - ③ 平成 27 年度への対応
 - ④ 「第二次かごしま市保育計画」の本市の改定の考え方について
- (4) 「第二次かごしま市保育計画」の改定素案について
- (5) その他

5 審議の概要

- (1) 「第二次かごしま市保育計画」の概要について
- (2) 鹿児島市の現状及び第二次かごしま市保育計画の進捗状況について

（部会長）

○それでは、議題の 1 番目（1）第二次かごしま市保育計画の概要についてと、2 番目の（2）鹿児島市の現状及び第二次かごしま市保育計画の進捗状況については、関連しているので、一括して議題として、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

- ～ （1）「第二次かごしま市保育計画」の概要について説明 ～
- ～ （2）鹿児島市の現状及び第二次かごしま市保育計画の進捗状況について説明 ～

（部員）

○説明の中の、待機児童の年齢別の状況で、低年齢児の割合が高いことであったが、保育所が児童を受入れる場合は、年齢ごとのバランスを考えて行うのか、それとも入所申込順で受入れを行っているのか。また、待機児童の中で低年齢児の割合が高い理由は。

(事務局)

●入所申込の際は、希望する保育所を第1希望から第3希望まで記入して申込みを行うのだが、入所決定については、優先順位があり、その順位が高い順に決定される。また、年齢ごとに保育士の配置基準が設けられており、0歳児の場合は保育士1人あたり3人、1・2歳児の場合は保育士1人あたり6人、3歳児の場合は保育士1人あたり20人、4歳児以上の場合は保育士1人あたり30人となり、低年齢児の保育においては保育士が多数必要となる。

●入所申込の中で、0・1歳児では、育児休業明けで申し込まれる方がほとんどで、年度当初に保育所の定員が埋まり、その方々が年度途中で申込みをしても入れない状況がある。3歳児以上になると、選択肢として幼稚園を選ばれる状況もあり、結果、低年齢児の待機児童が多くなっている。

●児童1人あたりに必要な保育室の面積基準が定められており、2歳児以上については1.98m²、ほふくをしない子については1.65m²、ほふくをする子については3.3m²という面積基準等もあるので、それぞれ保育所が持つ保育室の広さによって受け入れができる人数も違う。また、入所定員に対して115%までは受け入れができるようになっているが、仮に年度当初の段階で市内全保育所の定員10,000人とした時に、入所を希望される方が全て定員内で入所することができれば、年度途中の申込みがあっても、15%(1500人)の枠内で、待機児童を出さずに入所枠を確保することができるというのが、先ほどご説明した、第二次かごしま市保育計画の整備方針の2つ目になる。

(部会長)

○待機児童のカウントの仕方はややこしい所があるので、補足でどういった児童が待機児童の数に入るのか、またどのような場合が数に入らないのか共通理解のために説明を。

(事務局)

●待機児童については、希望した保育所に入れなかった児童の中から、近隣に入所可能な保育所がある場合は、待機児童としては数えないという、国の定義がある。また、保育所で特定保育という形で受け入れている児童についても、待機児童としては数えない。

(部会長)

○今の説明を整理すれば、例えば3か所くらいの保育所があって、希望する保育所は定員に達しているため入れないが、近隣の2か所が定員に達しておらずに入所できる状況であるにも関わらず、入所せずに、希望する保育所で入所待ちの場合は、待機児童にならない。よって、待機児童という数にはカウントされていないが、入所を希望している方もいるという状況がある。そういう理解でよいか。

(事務局)

●よい。

(部会長)

○入所定員と115%の説明がありましたが、今年度4月1日時点での待機児童が57人ということで、待機児童が発生した地域においては、115%の入所枠を使いきっている状態である。年度途中に待機児童が増えるというのは、育児休業明けや就職が決まったり、子どもが産まれるなど、様々な理由で入所を希望するが、空きがない状況で、年間を通して入所希望は増える。市全体の入所定員約10,000人に対して、待機児童が年間を通して約1,000人なので、定員の約10%が待機児童として発生している状況から、年度当初に115%ではなく、100%の定員内で入所児童が収まれば、年度途中で約10%の入所希望があったとしても、115%の枠内で収まるという説明であった。

第二次かごしま市保育計画の当初の定員増計画数は、既に達成しているが、依然として待機児童が発生している状況である。待機児童のことを含め、他にご意見は。

(事務局)

●部会長からもあったように、当初、第二次かごしま市保育計画においては、年度当初に定員内で入所できることを方針の一つとしているが達成されていない状況である。今年度4月1日現在では入所定員に対して107.5%の入所している状況である。

(部員)

○保育所の入所定員の115%まで入所できるという根拠は。

(事務局)

●115%の根拠については、平成10年に厚生労働省から保育所への入所の円滑化ということで、市町村において待機の状況がある場合に、認可定員の15%を乗じた人数の範囲内で入所をさせてよいという通知を基に、本市は入所の取扱いを行ってきた。しかし、115%という考え方は2年前にその通知は廃止とされ、特に制限は設けないということになった。ただし、年間を通じて、定員の120%を超えて入所をさせている状況が2年続いた場合には定員増をしなければならないというしばりがある。本市においては、115%を基本として入所を行っている状況である。

(部員)

○115%の入所を行うとき、施設の面積基準等のハード面での問題はないか。

(事務局)

●施設の面積基準等については、115%入所した場合を想定して、最低基準を下回ることがないようにしている。最低基準は遵守した上で、115%入所の運用をおこなっている。

(部員)

○認可外保育施設に子どもを預けていて、認可保育所の申込書を出していれば、待機児童としてカウントされるのか。

(事務局)

- 待機児童数として数えている。

(部員)

- 説明の中で特定保育を利用している場合は、待機児童としてカウントしていないということであったが、一時預かりを利用している場合はカウントの対象になるのか。

(事務局)

- 一時預かりと特定保育の位置づけが違う。一時預かりは保育所の入所要件を満たさない方が一時的に利用するもので、一時保育を利用している方と認可保育所に入所ができる方は条件が違うので、本来であれば重ならないのだが、待機の方の中には少しでもという思いで、一時預かりを利用されている方もいる。そのように認可保育所に申込みを行って、一時預かりを利用されている方についても、待機児童としてカウントしている。

(部員)

- 特定保育は就労している方のためのサービス。一時預かりの場合は、保育所を利用する理由は問わない。という理解でよいか。

(事務局)

- 認可保育所の入所要件として、就労や疾病等のいくつかの要件の区分があるが、これらの理由で1日4時間以上かつ月15日以上保育にかけるという条件の方だけが申込みができる。その要件を満たさない方は一時預かりを利用することになる。

(部員)

- 待機児童が発生している地域の就学前児童数の状況は。

(事務局)

- 今年度待機児童57人が発生している、荒田・鴨池・郡元、宇宿・紫原、谷山北部、谷山南部の4地域の就学前児童数をみたときに、前年に比べて必ずしも増えているという状況ではない。保育需要については、各地域によってばらつきがあるので、就学前児童数に比例して待機児童が発生しているということではない。

(部員)

- 住んでいる地域以外の地域の保育所への入所状況は。

(事務局)

- 待機児童が発生している4地域の状況を紹介します。荒田・鴨池・郡元の場合、地域内の保育所に入所している割合が64.7%、地域外の保育所に35.3%。宇宿・紫原の場合、地域内79.0%、地域外21.0%。谷山北部の場合、地域内79.5%、地域外20.5%。

谷山南部の場合、地域内 8.8%、地域外 11.5% となっている。自宅の近くにある保育所に預けたいという方以外に、勤務している会社の近く、または通勤経路にある保育所に預けたいなどの希望があり、必ずしも住んでいる地域内の保育所だけではなく、地域外の保育所にも預けているという現状がある。

(部会長)

○市外に住んでいる児童が市内の保育所に入所する、また逆に市内に住んでいる児童が市外の保育所に入所するというケースはどのくらいあるのか。

(事務局)

●今年 4 月 1 日現在で、市外に住んでいる児童が市内の保育所に入所する数が 41 人。市内に住んでいる児童が市外の保育所に入所する数が 101 人となっている。

●例をあげると、谷山北部地域に住んでいる児童が日置市内の保育所に通う場合や、吉田地域の児童が隣の姶良市内の保育所に通うケース等がある。

(部員)

○例えば、現在保育所に入所していて、仕事を辞めたけれども、そのことを申告せずに保育所に通わせているケースはあるのか。また現状把握は行っているのか。

(事務局)

●現状把握については年 1 回実施しており、挙証書類を提出させている。仕事を辞めた場合でも、就労を希望している場合は、3ヶ月間は求職活動としての入所を認めている。

(部会長)

○それでは、議事の 3 番目、「第二次かごしま市保育計画」の改定についてと、4 番目の「第二次かごしま市保育計画」の改定素案については、関連しているので、一括して議題として、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

～ (3) 「第二次かごしま市保育計画」の本市の改定の考え方について説明 ～

～ (4) 「第二次かごしま市保育計画」の改定素案について説明 ～

(部員)

○26 年度と 27 年度の保育必要量が説明の中にあったが、今後私立幼稚園の動向が大きく影響すると思われるが。

(事務局)

●新制度の中では、待機児童の解消はもちろんだが、学校教育と保育の総合的な提供を行う認定こども園の充実ということも大きな柱の一つである。現行の幼稚園が新たな幼保連携型認定こども園、または幼稚園型認定こども園への移行については、重要な点だと考えている。私立

幼稚園協会が今月研修会を開催するので、新制度の概要や新たな幼保連携型認定こども園について、国が示している情報等を説明したいと考えている。また、各幼稚園に対して、現時点での認定こども園への移行の考え方について調査を行い、今後の参考に把握したいと考えている。

(部員)

○現在の幼稚園が前倒しで26年度から新たな幼保連携型認定こども園としてやっていくことはできないのか。

(事務局)

●新たな幼保連携型認定こども園は、市で条例を制定しなければならない。また、現在の幼保連携型認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が揃って、県が認定するという形であり、さらに幼稚園にとっては認可保育所部分が加わることにより、認可幼稚園定員の減が必要となり、その場合、県の私学審議会に諮る必要がある。そういう手手続き等を考えると、現在の幼稚園が前倒しで26年度から幼保連携型認定こども園となるのは非常に難しい。

(部員)

○説明の中で、27年度への取り組みとして、既存保育所による施設整備、幼保連携型認定こども園の創設、小規模保育事業による整備という3つの基本方針を掲げているが、この中で、子育て支援推進課としては、どの方針を重点的に行っていきたいのか教えてほしい。また、幼稚園が小規模保育事業を行うことはできるのか。

(事務局)

●幼稚園の意向調査等を踏まえて整備方法については検討することとする。幼稚園が0～2歳児の部分を小規模保育事業で行うことは可能であると考えるが、利用定員が6人～19人以下とされているので、3歳になったときに、幼稚園もしくは新たな幼保連携型認定こども園として受け入れる2つのパターンが考えられる。本市としては、新たな幼保連携型認定こども園として、0～2歳児までの保育を必要とする子、3～5歳児までの保育を必要とする子及び保育を必要としない子による学校教育と保育を合わせた形で取り組んでいただきたいと考えている。

(部員)

○新たな幼保連携型認定こども園については、移行を希望したら、希望通り認可されるのか。

(事務局)

●需要に対して供給が足りない場合は、認可していくことになる。一方需要に対して過剰供給となる場合は認可は行わないことになる。

(部員)

○保育所を実際に運営する立場としては、保育士の確保は非常に困難である。新たな幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭と保育士の資格を両方持つていなければないので、さらに確保が難しい状況である。

(事務局)

- 資格においては、新制度が施行後5年間の特例期間が設けられている。資格の取得についても、現在国で検討がなされている状況である。

(部会長)

○少し整理すると、現行の幼保連携型認定こども園が27年度から新たな幼保連携型認定こども園となり、しくみが変わる。子ども・子育て関連3法においては、消費税10%の増税が前提のため、増税が行われない場合は何も動かない可能性も残されている。本市としては、27年度に向けて、保育需要に対応するため、26年4月に460人、27年4月に900人の施設整備などを行う必要があり、そのためには従来の保育所整備だけでは、難しいことが考えられるので、幼保連携型認定こども園の創設や小規模保育事業による整備など様々組み合わせながら考えていかないといけない。その組み合わせを考えていくにしても、まだ不確定要素が多いが、そろそろ決めていかないと来年度の国への提出に間に合わない。国がはっきりしない状況の中でも、市として決められることは決めなければならない状況である。したがって幼稚園や保育所等を運営される方は不安に感じられている部分が多いと思われる。特に保育士確保については深刻な問題である。保育士の賃金は低いこともあり、今後景気が良くなると、資格を持っていても他業種へ流出する傾向がある。一方で働き手が増えることで、保育需要が高まることも考えられる。この場で議論することではないが、背景としてはおさえておくべき部分である。

いずれにせよ、27年度に向けて大規模な整備を計画しており、計画の改定素案として説明がなされたということである。

(部員)

○保育士確保が難しいという意見が出ているようなので、養成校側から概算ではあるが、資格取得者人数のあらましをお伝えする。鹿児島純心女子大学が約50人、鹿児島純心女子短期大学が約80人、鹿児島女子短期大学が約200人、第一幼児教育短期大学が約100人、鹿児島国際大学が約120～130人。幼稚園教諭と保育士資格の両方を取得した卒業生が毎年500～600人ほどいる。

(部員)

○うちの保育所が3年目だが、新卒の保育士は、ほとんどが短い期間で辞めてしまう。年度途中で辞めるケースもあり、対応に苦慮している。

(部員)

○ここ数年、幼稚園の入園児が増えている傾向にある。幼児教育に関する保護者の考えが影響していると考えている。今後行われるニーズ調査で、どのような結果が出るのか楽しみである。同時にその結果を基に我々は今後を考えいかなければならない。

(部会長)

○ニーズ調査はいつ頃行うのか。

(事務局)

●鹿児島市としての最終版を、近いうちに完成する予定である。

(部会長)

○それでは以上で保育部会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。